

見附市告示第49号

見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月26日

見附市長 稲田 亮

見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱

見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱（平成19年見附市告示第105号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

長岡保健所
長岡市南蒲原郡医師会
見附市歯科医師会
見附警察署
見附市消防本部
長岡児童相談所
見附市教育委員会
見附市立中学校
見附市立小学校
市内認定こども園（学校法人）
見附市保育事業研究会
見附市立見附特別支援学校
見附市青少年育成センター
市内児童養護施設
新潟地方法務局長岡支局
人権擁護委員
見附市民生委員児童委員連絡協議会

別表第2（第4条関係）

長岡保健所（保健師）
見附警察署生活安全課
長岡児童相談所
見附市教育委員会学校教育課
見附市立の小学校、中学校及び特別支援学校（養護教諭）
見附市保育事業研究会（保育士）
見附市教育委員会こども課（助産師）
見附市健康福祉課（生活保護及び障害福祉担当）
新潟地方法務局長岡支局総務課
見附市市民税務課（市民相談担当）

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。